

かなやひさかず
公益信託金谷寿一税理士育成基金
平成27年度育成金受給者募集要綱

1. 制度の趣旨

この育成金制度は、東京都内の専修学校に通う学生で、将来税理士など税務会計の分野の仕事を目指し、優秀で勉学の意欲がありながら、経済的な理由により十分な教育が受けられない者に対して育成金の給付を行い、もって社会に有用な人材を育成することを目的として設定された「公益信託金谷寿一税理士育成基金」に基づいて運営されるものです。

2. 育成金受給者の資格

- ・東京都内に居住し、東京都内の専修学校に通う学生であって、将来税理士など税務会計の分野の仕事を目指し、優秀で勉学の意欲がある者。
- ・経済的理由により援助を必要とする者。

3. 募集人員 5名

4. 育成金の額、給付時期および給付期間

月額30,000円とし、平成27年10月から平成28年9月までの分を2期に分け、原則として10月、4月に支給します。給付期間は1年間としますが、本年度受給者は次年度に限り再度応募することができます。（最長2年間給付）

5. 育成金の返還

この制度に基づく育成金は返還を要しません。

6. 応募の手続き（次の書類を、下記7の申込先へ期限までにご提出ください）

- (1) 申請書
- (2) 学校長の推薦書
- (3) 個人情報保護に関する同意書
- (4) 在学証明書
- (5) 生計を同じくし、就業している家族全員の平成27年度(平成26年中)の収入証明書
(※注) 源泉徴収票及び確定申告書の写しは不可(公的証明書に限ります)
- (6) 住民票記載事項証明書(本籍は記載しないで下さい)
(※注) 同居・別居に係わらず生計を同じくする家族全員

7. 申込先 〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリア W2棟 りそな銀行 信託サポートオフィス (TEL. 03-6704-3325)

8. 申込期限 平成27年7月31日(必着)

9. 育成金受給者の決定

公益信託金谷寿一税理士育成基金の育成金給付規定に基づき、同公益信託の運営委員会で選考し、平成27年9月末までに本人に通知します。

10. その他

本要綱に定められたもののほかは、公益信託金谷寿一税理士育成基金育成金給付規程によるものとします。